

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月7日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社シャルレ (旧会社名 株式会社テン・アローズ)
【報告者の住所又は所在地】	兵庫県神戸市中央区港島中町七丁目7番1号
【最寄りの連絡場所】	兵庫県神戸市須磨区弥栄台三丁目1番2号(本社)
【電話番号】	078 - 792 - 7431
【事務連絡者氏名】	I R 担当執行役 岡本雅文
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成20年9月22日付で提出した意見表明報告書の記載事項に、訂正すべき事項が生じたので、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）第27条の10第8項において準用する第27条の8第2項に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

- (1) 公開買付けに関する意見の内容
- (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由
- (3) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

- (1) 公開買付けに関する意見の内容

<訂正前>

当社は、平成20年9月19日開催の取締役会において、有限会社サザンイーグル（以下「サザンイーグル」といいます。）と有限会社オットー（以下「オットー」といい、サザンイーグルと総称して又は個別に「公開買付者」といいます。また、これらを総称して「公開買付者ら」ということがあります。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記(2)に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議いたしました。

<訂正後>

当社は、平成20年9月19日開催の取締役会において、有限会社サザンイーグル（以下「サザンイーグル」といいます。）と有限会社オットー（以下「オットー」といい、サザンイーグルと総称して又は個別に「公開買付者」といいます。また、これらを総称して「公開買付者ら」ということがあります。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記(2)に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議いたしましたが、平成20年11月7日開催の取締役会において、下記(2)に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けについての賛同の意見を一旦、撤回して、意見再表明までの間、意見を留保することとし、平成20年11月19日を目処として本公開買付けについての意見の再表明を行うことといたします。

- (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

<訂正前>

（前略）

本公開買付けに賛同することを決定した根拠

（中略）

また、下記(3)に記載のとおり、本公開買付けの買付価格(以下「買付価格」といいます。)は、当社の株主の皆様にとって、公正かつ妥当なものであり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同することといたしました。

(中略)

(注1) マネジメント・バイアウト(MBO)とは、一般に、買収対象会社の経営者が資金を出資し、事業の継続を前提として、買収対象会社の株式を購入する取引をいいます。

<訂正後>

(前略)

当初、本公開買付けに賛同することを決定した根拠

(中略)

また、下記(3)に記載のとおり、当初、本公開買付けの買付価格(以下「買付価格」といいます。)は、当社の株主の皆様にとって、公正かつ妥当なものであり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同することといたしました。

(中略)

(注1) マネジメント・バイアウト(MBO)とは、一般に、買収対象会社の経営者が資金を出資し、事業の継続を前提として、買収対象会社の株式を購入する取引をいいます。

本公開買付けへの賛同を一旦、撤回して、意見再表明までの間、意見を留保することとし、平成20年11月19日を目処として本公開買付けについての意見の再表明を行うこととした根拠

当社は、上記に記載の根拠により平成20年9月19日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議いたしました。その後、当社が賛同の意見表明を決議するに至るまでの手続経過等に関して内部通報等がなされたことを踏まえ、平成20年10月26日開催の取締役会において、渡辺徹弁護士(北浜法律事務所・外国法共同事業)を委員長とする外部の独立した第三者委員会(以下「委員会」といいます。)を設置し、上記手続経過等の事実関係の調査及びその評価を依頼しておりました。そして、平成20年10月31日、委員会より、当社が本公開買付けに賛同することを決定した根拠のひとつとなった株式価値算定を行う際の基礎数値である利益計画の承認に関して、その「意思決定過程における透明性・公正性に問題があり」、「本件取引において本件社外取締役らの利益相反行為があったと断定することはできないが、他方、利益相反行為があったという合理的疑念を払拭することもできない」との調査結果を受けました。

そこで、当社は、かかる調査結果を真摯に受け止め、平成20年11月7日開催の取締役会において、本公開買付けについての賛同の意見を一旦、撤回して、意見の再表明までの間、意見を留保することとし、あらためて、意思決定過程における透明性・公正性を最大限確保して、株式価値算定を行う際の基礎数値である利益計画の再検証を行うことといたしました。そして、この結果を踏まえて平成20年11月19日を目処として本公開買付けについての意見の再表明を行うことといたします。

なお、当社の取締役兼代表執行役社長である林勝哉は、本公開買付け終了後に、公開買付者らの親会社であるTomorrowに間接的出資を行う予定であるため、特別利害関係人として、上記の平

成20年10月26日及び平成20年11月7日開催の取締役会の審議及び決議には参加しておりません。また、取締役の林宏子は、創業家一族であることに鑑み、疑義を避けるために上記の平成20年10月26日及び平成20年11月7日開催の取締役会の審議及び決議には参加しておりません。したがって、上記の平成20年10月26日及び平成20年11月7日開催の取締役会の審議及び決議には、この2名を除く取締役3名（いずれも社外取締役）の全員が出席し、審議及び決議に参加した当社の取締役全員の一致で決議されております。

(3) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置
< 訂正前 >

(前略)

出席取締役全員の承認

当社取締役会は、平成20年9月19日開催の取締役会において、上記の株主資本価値の算定結果を含む上記の情報収集により取得した情報も参考とし、当社の企業価値向上の観点から、本公開買付けについて、慎重に協議を行った結果、本公開買付の諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して、公正、かつ、妥当な価格により当社の株式の売却機会を提供するものであると判断し、林勝哉及び林宏子を除く取締役3名の全員が出席し、全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の決議をいたしました。

なお、当社取締役会は、平成20年6月より、本取引に法的論点に関する説明を弁護士法人大江橋法律事務所から受けております。

なお、取締役兼代表執行役である林勝哉は、公開買付者らの発行済株式の100%を実質的に保有するTomorrowに対し、ハヤテ・ピークルを通じて出資を行うことが予定されているため、意思決定の公正性を担保するため、当社の取締役会における本取引に関連する審議及び議決には、特別利害関係人として参加しておりません。また、取締役の林宏子は、創業家一族であることを鑑み、疑義を避けるために本取引に関連する審議及び議決には、参加しておりません。なお、林勝哉及び林宏子を除き、取締役会に出席し、決議に参加した取締役3名は、いずれも社外取締役であります。

__公開買付期間を比較的長期間に設定

公開買付者らは、法令に定められた最低期間が20営業日であるところを、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を30営業日としております。公開買付期間を比較的長期間にすることにより、株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者ら以外にも、買付け等をする機会を確保し、もって買付価格の適正性を担保しております。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

出席取締役全員の承認

当社取締役会は、平成20年9月19日開催の取締役会において、上記の株主資本価値の算定結果を含む上記の情報収集により取得した情報も参考とし、当社の企業価値向上の観点から、本公開買付けについて、慎重に協議を行った結果、本公開買付の諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して、公正、かつ、妥当な価格により当社の株式の売却機会を提供するものであると判断し、林勝哉及び林宏子を除く取締役3名の全員が出席し、全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の決議をいたしました。

なお、当社取締役会は、平成20年6月より、本取引に法的論点に関する説明を弁護士法人大江橋法律事務所から受けております。

なお、取締役兼代表執行役である林勝哉は、公開買付者らの発行済株式の100%を実質的に保有するTomorrowに対し、ハヤテ・ピークルを通じて出資を行うことが予定されているため、意思決定の公正性を担保するため、当社の取締役会における本取引に関連する審議及び議決には、特別利害関係人として参加しておりません。また、取締役の林宏子は、創業家一族であることを鑑み、疑義を避けるために本取引に関連する審議及び議決には、参加しておりません。なお、林勝哉及び林宏子を除き、取締役会に出席し、決議に参加した取締役3名は、いずれも社外取締役であります。

意思決定過程における透明性・公正性を最大限確保するための方策

上記(2)記載のとおり、当社は、委員会による調査結果を真摯に受け止め、本公開買付けについての賛同の意見を一旦、撤回して、意見の再表明までの間、意見を留保することとし、あらためて、意思決定過程における透明性・公正性を最大限確保して、株式価値算定を行う際の基礎数値である利益計画の再検証を行うことといたします。具体的には、佐藤明夫（佐藤総合法律事務所・弁護士）を委員長とし、松林光男（ワクコンサルティング株式会社・代表取締役/エグゼクティブコンサルタント）、戸川信義（コンピタント税理士法人・公認会計士/税理士）を委員とする外部の専門家による検証委員会を設置し、検証委員会によって、かかる利益計画の再検証を行うことといたしました。当社は、この結果を踏まえて、本公開買付けについての意見の再表明を行うことといたします。

公開買付期間を比較的長期間に設定し、必要に応じて期間を延長していること

公開買付者らは、法令に定められた最低期間が20営業日であるところを、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を30営業日としております。また、その後、公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴い、必要に応じて公開買付期間の延長を行っております。公開買付期間を比較的長期間にし、また、必要に応じて公開買付期間を延長することにより、株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者ら以外にも、買付け等をする機会を確保し、もって買付価格の適正性を担保しております。

（後略）